

令和6年度版 活き活き地域づくり推進補助概要

町内会又は自治会において、**新規に開始される**地域づくり活動に支援します。
支援の対象は、地域のためになる活動として、住民が主体的に取り組む事業です。
(過去には、卓球大会、ヨガ教室、防災マップ作成などの事業に助成しました。)

募集期間 令和6年4月1日(月) ～ 令和6年5月24日(金)

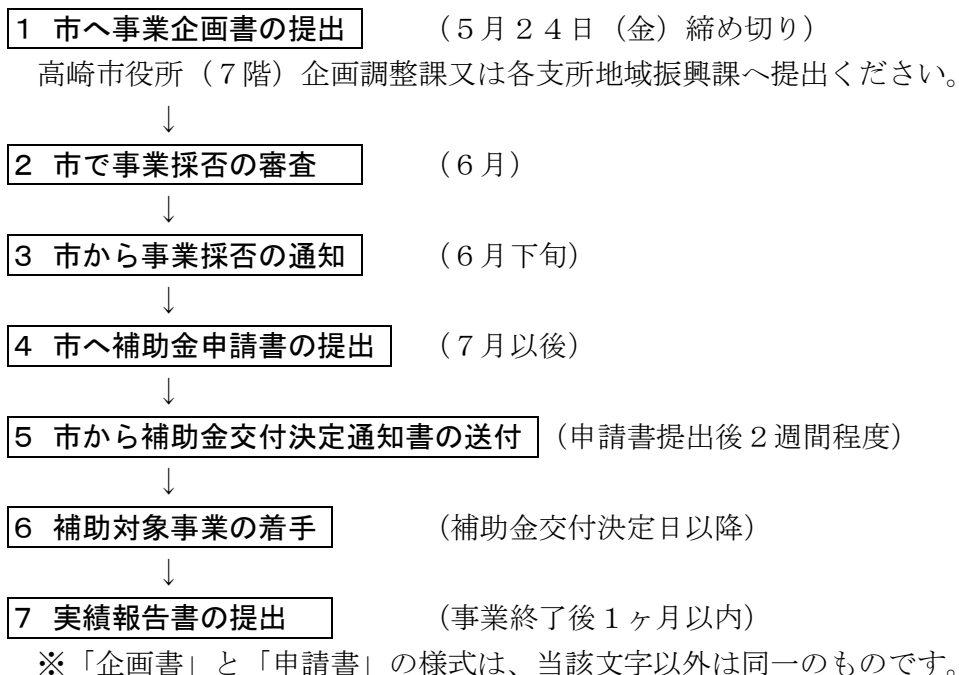
(令和6年6月下旬頃、審査結果通知予定)

対象事業者	町内会又は自治会※1	
対象事業の要件	町内会又は自治会の区域内において、 新規に開始される地域づくり活動 で、補助金の交付を受ける年度以降も、 継続して行われる事業 であること。 (過去に開催実績のある事業は対象になりません。)	
補助金額	補助対象経費を合算した額の4/5以内の額(千円未満の額は切り捨て)	
補助上限額及び下限額	補助上限額: 40万円、補助下限額: 10万円 (補助金額は10万円以上40万円以下の額とする。)	
対象経費	①物件費	備品・機器類の購入費又は借上料、原材料費、パンフレット等の印刷費、看板作成費 等
	②傷害保険料	事業の参加者を対象とする傷害保険に加入してください。
	③会場費	(講演会等を行う場合を想定)
	④講師費	
	⑤事務費※2	事務用品費、通信運搬費、事務旅費、補助対象事業者の弁当代・茶代(会議時等)
対象外経費	<ul style="list-style-type: none">・備品、機器類の修繕料又は買い替えに係るもの・パソコン、カメラなど、個人の所有となる可能性の高い備品・特定の人が使用する娯楽性の高い備品・集会所などの備え付けとなるような机・椅子・テレビなどの備品・補助対象事業者(役員等)以外の者に提供する弁当代・補助対象事業者の一員に対する支出(事務費を除く)・⑤事務費に記載以外の会議費・酒類・人件費及び町内会等の運営経費	
その他	<ul style="list-style-type: none">・補助対象事業の要件の内「継続して行われる前提の事業」の確認のため、この補助金の交付を受けた団体は、助成を受けた翌年度から3年間、事業報告書及び活動中の写真を提出すること。・この補助金の交付を受けた団体は、翌年度から3年間は申請できません。	

※1 自治会にあっては、当該区域を所管する区長が補助対象事業者の一員に加わっていること。

※2 補助対象となる事務費は、全事業費(50万円を超えるときは50万円)の10%以内の額としてください。

○事務手続きの流れ



○審査の視点

採否に当たっては、次の視点により審査します。

項目	審査の視点
補助対象事業	補助対象事業者は、町内会又は自治会のいずれかであるか。 自治会の場合は、当該区域を所管する区長が補助対象事業者の一員として加わっているか。
新規性	当該区域において、新規に取り組みされる活動であるか。
継続性	補助期間の終了後、他からの補助金等を受けることなく、補助事業者の自己資金だけで引き続き継続して取り組むことが可能な活動であるか。
代替性	市等の他の制度による支援を受けられないか。※他の制度が優先。 (例：花壇整備、一人暮らし高齢者見守り、安全パトロールは対象外)
地域貢献性	当該区域内の不特定多数の住民にとって、役に立つ活動であるか。
自発性	業者への発注や業務委託を行わず、補助事業者が自ら取り組む活動であるか。(例外：講演会の講師、印刷物の発注等)
安全性	イベントや作業等を行う場合、参加者の安全性に十分配慮しているか。また、傷害保険への加入を予定しているか。 テントや舞台等を設置する場合、利用者の安全性に配慮した計画であるか。 ※建造物の築造は対象外。
資金計画の妥当性	酒類の購入や補助対象事業者の一員に対する支出など、不適当な補助金の使途は含まれていないか。
事業場所の確実性	事業を実施する場所の権利関係者から同意を得ているか。